

審議された主な議案

◆市長等の給与に関する 条例の一部改正

市長等の特別職の給与が、本年4月1日から次のとおり改正されます。

市長 520万円、助役 430万円、収入役 380万円、教育長 380万円になります。

◆市営住宅条例の一部が 4月1日から改正されます

市営住宅の家賃の一部が別表(1)のとおりに改正されます。この改正は昭和54年度建設中の上川西住宅鉄筋4階建16戸及び後ヶ迫住宅の簡易耐火構造2階建5戸の家賃決定と既設の中層建物5棟の家賃と均衡を図るため家賃を上げたものです。

◆国民健康保険料条例の一部が 4月1日から改正されます

○葬祭費 20,000円を30,000円に
○育児費 月 500円を1,000円に

◆長門市報酬及び 費用弁償条例の一部改正

市議会議員のほか、各種委員会委員などの報酬が本年4月1日からそれぞれ改正されます。そのうち市議会議員では、議長月額19万円、副議長月額16万5千円、議員月額14万円になります。

◆水道使用料条例の一部が 4月1日から改正されます

水道使用料金が別表(2)のとおりに改正されます。



市営住宅の家賃表 【表1】

名 称	建物の種別構造	戸数	月 額 家 賃	備 考
仙崎漁民 アパート	2 種 中 層 耐 火 構 造 5 階	1 0	1.2階 9,200円	46年度建設
			3 階 9,100	
			4 階 8,800	
			5 階 8,500	
上川西中層 アパート	中 層 耐 火 構 造 4 階	1 6	1.2階 9,200	48年度建設
			3 階 9,100	
			4 階 8,800	
		1 6	1.2階 10,900	51年度建設
			3 階 10,800	
			4 階 10,600	
		1 6	1.2階 12,800	52年度建設
			3 階 12,600	
			4 階 12,200	
		1 6	1.2階 14,000	53年度建設
			3 階 13,800	
			4 階 13,400	
後ヶ迫市営住宅	2 種簡易耐火 2 階	5	1.2階 18,000	54年度建設
			3 階 17,800	
			4 階 17,500	
			7,500	

◆市営湯本温泉条例の一部が 4月1日から改正されます

市営湯本温泉公衆浴場の入浴料金の一部が次のとおり改正されました。

◎大人12歳以上の者、小人は12歳未満の者として。

【一般入浴券によるもの】

◎大 人 100円を 130円に。

市内に居住する者で70歳以上(老人クラブの団体行事として入浴する場合は70歳未満のクラブ員を含む。)及び身体障害者手帳所持者は50円とする。

◎小 人 50円を60円に。

市内に居住する者で身体障害者手帳所持者は25円とする。

【団体入浴券によるもの】 30人以上

◎大 人 90円を 120円に。

◎小 人 45円を 55円に。

【回数券によるもの】

◎大 人 1,000円を 1,300円に。

◎小 人 500円を 600円に。

【温泉内湯配湯料金】

◎基本料金 100トンまで、26,000円を36,000円に。

◎超過量の料金

- ・ 100トンを超え 200トンまで、1トンにつき 260円を 360円に。
- ・ 200トンを超え 400トンまで、1トンにつき 250円を 350円に。
- ・ 400トンを超える量、1トンにつき 240円を 340円に。

水道事業会計

支出予算総額は

3億3,300万8千円

本年度の予定給水栓数は、6,795栓で年間総給水量は、256万6千トン、一日平均給水量は、上水道 5,215トン、湯本簡易水道 1,502トン、俵山簡易水道317トン进行予定しています。

これにより収益的収支は料金改定をみて収入2億2,587万7千円に対し、支出1億9,132万4千円となり、3,455万3千円を純利益として見込んでいます。

資本的収支では、収入は企業債、寄付金及び境川地区拡張に伴う国庫補助金、分担金で1億823万5千円を見込み、支出は建設改良費、企業債償還金等で1億4,168万4千円を予定しています。収入額が支出額に対し不足する額3,344万9千円は当年度分損益勘定留保資金及び繰越欠損金減少に伴う留保資金で補てんします。